

# 大利根土地改良施設管理条例施行規則の一部改正について

## 1. 管理条例施行規則の概要

大利根土地改良施設管理条例（以下「条例」という。）において、国営大利根用水土地改良事業により造成された土地改良施設のうち、土地改良法第94条の6の規定に基づき県が管理を委託されたものの管理に関し必要な事項を定めており、本規則は、条例第7条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めている。

また、条例第4条の規定による許可を受けようとする者に対して許可の申請を求めており、使用許可等に関する手続を定めている。

[手続等の種類] 使用許可申請、使用許可期間更新申請、使用許可事項変更承認申請、  
き損報告

[規定] 県：大利根土地改良施設管理条例  
大利根土地改良施設管理条例施行規則

## 2. 押印廃止の根拠

①本規則が直接根拠とする条例に押印の規定はなく、押印を求める根拠は慣行上のものであること、

②国が定める「土地改良財産の管理及び処分に関する基本通達について」が、令和3年1月7日付2農振第2497号「押印を求める手続等の見直しのための農村振興局関係通知の改正について」にて一部改正され、申請書等の様式における押印廃止がなされたこと、

③本規則における使用許可の申請者は地方公共団体や土地改良区、電力事業や通信事業等の公共的事業を行う事業者であり、使用許可申請等の手続きにおいて、通常、手続きに伴う相手方との継続的なやり取りや添付書類等により本人確認が比較的容易である、

以上のことから、様式における押印を廃止するものとする。

④申請書等の確認においては、申請者に氏名及び連絡先を確認したうえで、電話又はメールにより文書の真正性を担保させる措置をとる。

## 3. 改正の内容

(押印廃止関係)

別記第一号様式、第二号様式、第三号様式及び第五号様式から㊟を削る。

(押印廃止以外)

第八条、別記第一号様式、第二号様式、第三号様式及び第五号様式の語句を修正する。

別記第一号様式の「第1号様式」を「第一号様式（第二条）」に、別記第二号様式の「第2号様式」を「第二号様式（第五条第二項）」に、別記第三号様式の「第3号様式」を「第三号様式（第六条）」に、別記第五号様式の「第5号様式」を「第五号様式（第八条）」に訂正する。